

校区外の学校への就学手続き

市教育委員会では、小・中学校の校区を定めており、児童生徒は指定された学校に就学することになっています。ただし、下表に該当する場合は、校区外の学校へ就学することもできます。
※市教育委員会へ申し立てを行い、就学許可を受けることが必要です。

■本市に住む児童生徒が校区外の学校へ就学できる場合

許可要件	就学許可期限	必要書類
緩衝地区(許可される地区)に居住する場合※	小・中学校卒業まで	
両親が共働きなど(児童帰宅時に養育者不在)の場合	小学校卒業まで	保護者の勤務証明書 身元引受承諾書など
学年途中で転居する場合	学年末まで	
卒業学年(小学6年、中学2～3年)に転居する場合	小・中学校卒業まで	
転居予定(おおむね1年以内)の場合	実際の転居日まで	建築工事請負契約書、賃貸借契約書など
同一中学校区内に転居する場合	小学校卒業まで	
指定校変更許可を受けている児童生徒の兄弟姉妹が同一学校への就学を希望する場合	小・中学校卒業まで	

※緩衝地区については、新入学時は関係学校で申し立てが可能です。転入時は区民課などでの学校指定時に申し出れば選択が可能です。

■市外に居住する児童生徒が市内の学校へ就学できる場合

許可要件	就学許可期限	必要書類
学年途中で転出する場合	学期末まで	
小学6年、中学3年の1学期終業式日以後に転出する場合	小・中学校卒業まで	
転入予定(1学期程度の期間内)の場合	実際の転入日まで	建築工事請負契約書、賃貸借契約書など
一時的な転出(1学期程度の期間内)の場合	理由該当期間	建築工事請負契約書、賃貸借契約書など

詳しくは、学務支援課(☎328-2716)へ。

地域で子育て応援 サポーター募集

☑生後3か月～小学6年生の送迎や自宅預かり、健診時の付き添いなど
☑本市に住むおおむね70歳までの方
※会員登録と協力会員講習会受講(年度内4回開催)が必要
☑男女共同参画センターはあもにい

【報酬】1時間当たり600円～(依頼会員から協会員へ直接支払い)

■第3回協会員講習会

☑期12月3日(火)～8日間(9講座/26時間)程度 ※初日から受講できない場合でも、参加可能な講習から受けることができます。詳しい日程は電話で問い合わせください。
☑テキスト代1,000円
☑電話でファミリー・サポート・センター(熊本)(☎345-3011)へ
(こども支援課 ☎328-2158)

出張熊本市子育て支援センター「パパと一緒にあそぼう」

☑期12月21日(土)午前10時～11時半
☑場中央公民館7階大ホール
☑内音楽やリズムに合わせて、からだを動かして遊びませんか
☑対歩行可能な乳幼児(おおむね1～3歳)と父親
☑定30組(先着順)
☑申11月6日～20日までにQRコードから申し込み。申し込みをした方には、12月1日以降に詳細を記したメールを送ります
(総合子育て支援センター ☎364-0123)



教育委員会会議の傍聴者募集

☑期11月28日(木)午後2時～
☑場SPRING 熊本花畑町7階
☑定10人(抽選)
☑申当日午後1時半～1時45分に直接会場へ

※審議内容は市ホームページに掲載。
※YouTubeでライブ配信を行います。
(教育政策課 ☎328-2704)

ふくし・けんこう



11月30日は「人生会議の日」です

人生会議とは、もしものときのために、自らが望む医療やケアについて、前もって考え、家族や信頼できる人、医療関係者、介護職などと繰り返し話し合い、共有する取り組みのことです。
本市では、人生会議に活用できる資料として「メッセージノート」を作成し、無料で配布しています。市ホームページからもダウンロードできますので、ぜひ活用ください。

(人生会議)

(メッセージノート)



(医療対策課 ☎364-3186)

希望荘チャレンジフェスタ2024開催

障がいのある方々と地域の方々と
の交流イベントを開催！
☑期11月9日(土)午前10時15分～午後3時(予定)
☑場障がい者福祉センター希望荘(中央区大江5丁目1-15)

☑内ステージイベント・お楽しみ抽選会・障がい者施設商品販売会など
☑申当日直接会場へ
☑内障がい者福祉センター希望荘(ファクス:364-5309、メール:kibousou@bz01.plala.or.jp、ホームページ:https://kibousou.com)
(障がい者福祉センター希望荘 ☎371-5533)

希望荘パソコン講座(下半期)講座生募集

☑期12月～来年3月までの第2・4木曜日
☑時午後1時～3時
☑内本市に住む障がいのある方 ※同伴者の参加は要相談。
☑費資料印刷代1枚20～40円
☑定6人(抽選)
☑場障がい者福祉センター希望荘(中央区大江5丁目1-15)
☑申11月1日～25日(必着)までに申込書を来館、ファクス、メールまたは郵送で希望荘へ(ファクスまたはメールで申し込み後、2日以内に返信がない場合はご連絡ください)。申し込み用紙はホームページからダウンロード可
☑内障がい者福祉センター希望荘(ファクス364-5309、メールkibousou@bz01.plala.or.jp、ホームページhttps://kibousou.com)
(障がい者福祉センター希望荘 ☎371-5533)



11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。ひとりで悩まず、相談してみませんか

配偶者からの暴力(DV)とは？

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者や交際相手など身近な関係にある人からの暴力で、殴る蹴るといった身体的暴力のみならず、精神的・性的暴力なども含まれます。
DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。いかなる理由があろうとも、決して許されるものではありません。

パープルリボンは女性に対する暴力根絶のシンボルで「あなたはひとりではないよ」というメッセージがこめられています。



相談窓口(月～金曜日 午前8時半～午後5時15分)

DV相談専用電話 ☎328-3322

各区役所福祉課 中央区 ☎328-2301 東区 ☎367-9127 西区 ☎329-5403
南区 ☎357-4129 北区 ☎272-1118

緊急時は最寄りの警察署または110番へ！

パープルライトアップ

パープルリボンにちなんで、11月12日(火)に熊本城とサクラマチクマモトをパープル(紫)にライトアップします。

また、国際ソロプチミスト熊本-すみれでは、女性や子どもに対する暴力がなくなるように願いを込めて、くまもと森都心プラザのツリーをパープル(紫)にライトアップします。

☑期間 11月12日(火)～25日(月)

☑場所 くまもと森都心プラザ 1階アトリウム広場

☑点灯式 11月12日 午後5時半～

こんな経験ありませんか？

- ☐ 殴られる・蹴られる
- ☐ こどもへの暴力をほのめかす
- ☐ 「出て行け」「口出しするな」など怒鳴られる
- ☐ 付き合いや外出を制限される
- ☐ 生活費をもらえない
- ☐ 説教する・侮辱する
- ☐ 別れると殺す・死ぬなどと脅す
- ☐ 携帯や行動をチェックする
- ☐ 性行為の強要
- ☐ 避妊に協力してもらえない



詳しくは、市ホームページへ

(男女共同参画課 ☎328-2262)

☑くまもとポイント付与対象 ☑日日時 ☑期期日、期間 ☑時時間 ☑場場所 ☑内内容 ☑題演題 ☑師講師 ☑出出演 ☑対対象 ☑定定員 ☑費費用 ☑持持参物 ☑申申込 ☑問問い合わせ先